

記入例

様式第一（第四十六条関係）

引取業

登録の更新 申請書

更新申請の場合は記入してください。

申請内容に該当しない事項は取り消し線を引いてください

※登録番号	20641123456
※登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市長 様

住所、氏名は登記事項証明書（法人）または住民票（個人）の記載どおりに記入してください。郵便番号、電話番号も忘れないようにしてください。個人の方は屋号が使用できます。

(郵便番号) 460-8508
 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 氏 名 株式会社 名古屋市役所
 代表取締役 名古屋 一郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 052-972-2391

代理人による申請の場合、欄外に申請代理人を追記してください。なお、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

領を添えて引取

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名
なごや いちろう 名古屋 一郎 なごや じろう 名古屋 二郎 なごや さぶろう 名古屋 三郎	代表取締役 取締役 監査役

ふりがなも記入してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	該当なし
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	該当なし
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

名古屋市内で廃自動車の引取を行う事業所について記入してください。当該事業所が本社と同じ場合であっても記入して下さい。

事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社 名古屋市役所
所在地	(郵便番号) 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号 052-972-2392

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

自動車整備士 中古自動車査定士 別紙 残存フロン類の確認方法 等	フロン類の確認方法として申請書に添付した書類の名称を記入してください。
--	-------------------------------------

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等を有していない場合に使用してください。

残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否か確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

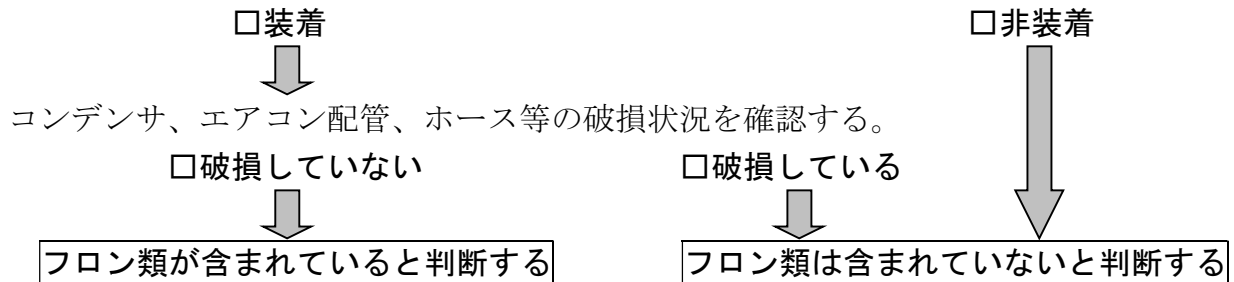
■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



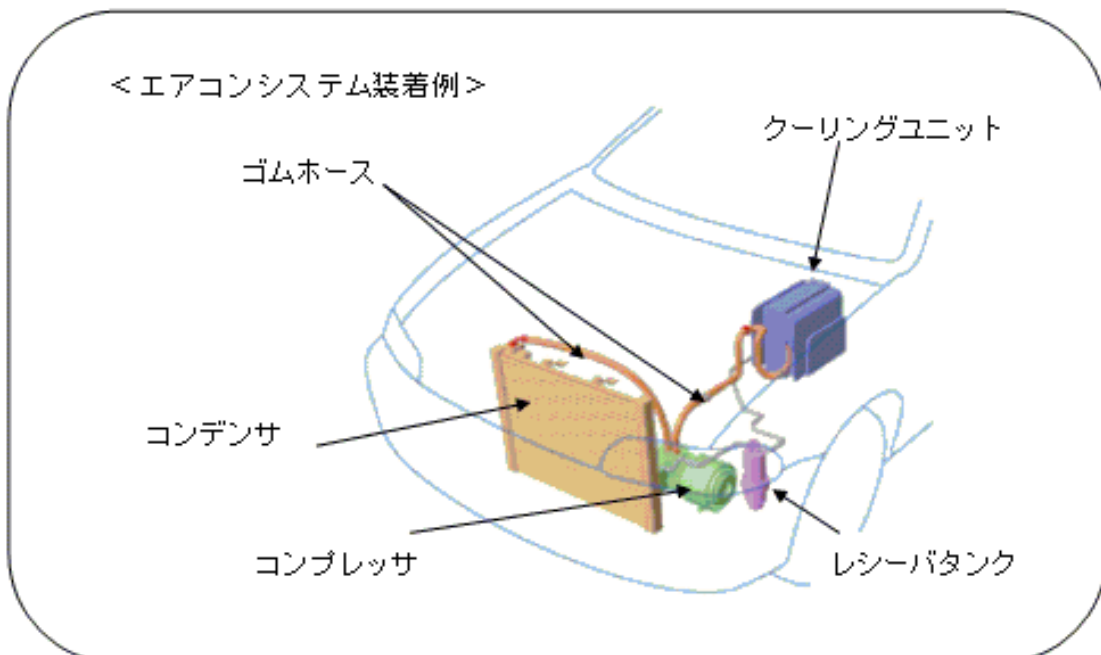
■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認する。



■ 必要に応じて、以下により確認

- ☐使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- ☐実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



第13号様式

誓 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 名古屋市長

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 株式会社 名古屋市役所

代表取締役 名古屋 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所、氏名は登記事項証明書（法人）または住民票（個人）の記載どおりに記入してください。

を誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項の登録を受けた者（以下「引取業者」という。）で法人であるものが使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が上記1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに上記1から5までのいずれかに該当する者があるもの

名古屋市内に使用済自動車の引取を行う事業所が複数ある場合に使用してください。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 名古屋市役所 北工場
所在地	(郵便番号) 462-0861 名古屋市北区辻本通1丁目39番地 電話番号 052-981-0421
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
自動車整備士	事業所ごとに確認できる書類が必要です。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 名古屋市役所 南工場
所在地	(郵便番号) 457-0823 名古屋市南区元塩町6丁目8番地の6 電話番号 052-614-6220
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
中古自動車査定士	

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 名古屋市役所 東整備工場
所在地	(郵便番号) 461-0032 名古屋市東区出来町3丁目16番16号 電話番号 052-723-5311
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
自動車整備士	

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 名古屋市役所 西整備工場
所在地	(郵便番号) 451-0054 名古屋市西区南堀越二丁目4番70号 電話番号 052-522-4126
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
別紙 残存フロン類の確認方法	